

28宇市人第568号の2  
平成28年11月30日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

## 提 起 書

宇治市職員の休暇・休業制度について、下記のとおり提起する。

### 記

#### 1 介護休暇等の改正

##### (1) 介護休暇（無給）

介護休暇の取得期間等の取扱いを下記のとおり改める。

	改定後	現行
取得期間	1 休暇年度につき、一の継続する要介護状態ごとに、3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定する期間内において必要であると認められる期間	1 休暇年度につき連続する6月の期間内において、必要であると認められる期間
休暇の取得単位	1日又は1時間	1日又は1時間
対象家族	・配偶者 ・1親等の親族 ・2親等の親族	・配偶者 ・1親等の親族 ・同居の2親等の親族

##### (2) 短期介護休暇（有給）

短期介護休暇の取得対象家族を下記のとおり改める。

	改定後	現行
対象家族	・配偶者 ・1親等の親族 ・2親等の親族	・配偶者 ・1親等の親族 ・同居の2親等の親族

(3) 改定の実施時期

(1)、(2)とも平成29年1月1日から

2 介護時間の新設（無給）

(1) 制度の内容

日常的な介護ニーズに対応するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設する。

介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。（勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額する。）

	新設
取得期間	一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間内
休暇の取得単位	1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
対象家族	・配偶者 ・2親等内の親族

(2) 実施時期

条例施行日から

3 休暇・休業に係る給与の取り扱い等

(1) 昇給

「介護時間」の承認を受けて勤務しなかった期間については、昇給区分の号級数を減じる規定に係る「勤務をしなかった期間」として取り扱わないこととする。

あわせて、「育児休業」及び「介護休暇」も同様の取り扱いとする。

(2) 復職時調整

「介護休暇」の復職時等における換算率を「育児休業」の復職時調整の換算率を踏まえ、現行の「2分の1以下」から「3分の3以下」に改正する。

### (3) 勤勉手当

「介護時間」の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算する。

あわせて、「介護時間」の取り扱いとの均衡を考慮し、「部分休業」についても同じ取り扱いとする。(下表のとおり)

勤勉手当に係る部分休業の取り扱い

改定後	現行
部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算する。	部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算する。

### (4) 実施時期

平成29年1月1日から(ただし、「介護時間」に係る取り扱いについては、条例施行日から)

参 考

※1 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

見直しの内容

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により平成29年1月1日より下記のとおり改正される。

	改定後	現行
子の範囲	①職員と法律上の親子関係のある子 ②職員が特別養子縁組の成立に必要な監護を現に行う子 ③里親である職員に委託されている児童であって、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの (平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている児童) ④その他これらに準ずる者として条例で定める子	職員と法律上の親子関係のある子

※2 再任用短時間勤務職員の育児休業の取得要件の緩和 (予定)